

愛知県職員措置請求書

2007年 月 日

愛知県監査委員 御中

請求人は、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明に関する文書を添え、下記の弁護士に委任して、必要な措置を請求する。

請求の趣旨

1 設楽ダムは国土交通大臣が特定多目的ダム法(特ダム法)に基づいて建設するダムである。設楽ダムの貯水容量と開発水量は以下の通りとされている。

設楽ダムの目的別貯水容量と開発水量 単位:万 m<sup>3</sup>、水道・農業用水開発水量は m<sup>3</sup>/s

目的別容量区分 (字下げは内訳)	2006年計画			
	旧計画 容量	容量(開発水量)	対総容量率	対有効容量率
総貯水容量	10,000	9,800	1.00	
有効貯水容量	9,600	9,200	0.94	1.00
洪水調節容量	1,900	1,900	0.19	0.21
利水容量	7,700	7,300	0.74	0.79
新規利水		1,300	0.13	0.14
水道用水		(0.18)	0.05	0.05
農業用水		(0.34)	0.09	0.09
流水正常機能維持		6,000	0.61	0.65
堆砂容量	400	600	0.06	

2 設楽ダムの特ダム法4条に定める基本計画は現在作成中であるが、概算事業費は2000億円とされている。各目的別の費用負担額は分離費用身替受当支出法によって算出されることになっているが、具体的な費用負担額は明らかにされていない。

特ダム法及び河川法によれば、愛知県の費用負担は、水道用水について、水道用水供給事業者として企業庁が負うダム使用权設定予定者の費用負担額、農業用水について、かんがい目的費用負担額から利用者負担額を差し引いた額の10分の3、流水正常機能維持及び洪水調節目的について、それぞれの費用負担額の10分の3である。

3 平成18年策定の豊川水系水資源開発基本計画(フルプラン)での目標年の平成27年における水需給の見通しは、都市用水の豊川水系の需要量は6.14 m<sup>3</sup>/sであり、開発水量は7.89 m<sup>3</sup>/s、近年2/20供給量は6.47 m<sup>3</sup>/sであって、うち、設楽ダム供給量は0.18 m<sup>3</sup>/sである。水資源開発として、設楽ダムがなくとも供給過剰である。また、農業用水については、豊川水系の需要量は0.34 m<sup>3</sup>/sとされ、その原因は将来における営農改善のための水利用計画による需要増加とされているが、そのような需要増加は見込まれず、既存の豊川用水と豊川総合用水6.25 m<sup>3</sup>/sによって供給が可能である。以上の通り、設楽ダムの新規利水は使用の見込みがない。

洪水調節については、未だ、洪水対策として最適な案の検討を経ていないのであり、設楽ダムが洪水対策の最終案ではない。他の代替案との比較検討が必要である。

流水正常機能維持については、その容量は有効容量の65%、治水関係容量の76%を占め、異常に容量が大きく、設楽ダムの建設理由を支える主目的となっている。流水正常機能維持は、河川環境として最低必要な流量の確保であり、設楽ダムで環境破壊をして行うことによって、環境保全対策として矛盾している。設楽ダムにより三河湾の水質汚濁がひどくなり、その検討もされていない。また、三河湾と伊勢湾流入河川固有のネコギギ、生態系の頂点に立つクマタカ、その他の希少種が大きな影響を受ける。設楽ダムによる利益は多様な損失より余りにも小さい。

以上の通り、設楽ダムの愛知県の費用負担は、各目的とも違法な費用負担であって、負担の義務がなく、負担金を支出すべきではない。

よって、設楽ダムの愛知県の費用負担金につき、支出しない、国(国土交通省)に対する負担義務の不存在の確認請求、支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、その他必要な措置、以上の措置を求める。

事実証明に関する文書

- 1 『平成18年豊川水系水資源開発基本計画の需給想定』とその出典資料
- 2 2006年10月23日新聞記事(朝日新聞、中日新聞)

委任

【代理人】

名古屋市中区丸の内3丁目7番27号	弁護士	原	田	彰	芳
名古屋市中区丸の内3丁目7番17号	弁護士	在	間	正	史
名古屋市中区錦3丁目7番13号	弁護士	竹	内	裕	詞
名古屋市中村区則武1丁目10番6号	弁護士	樽	井	直	樹
名古屋市中区丸の内3丁目1番1号	弁護士	白	川	秀	之
名古屋市中区熱田区神宮2丁目6番16号	弁護士	濱	嶋	将	周
名古屋市中区丸の内3丁目4番30号	弁護士	魚	住	昭	三
名古屋市中区丸の内3丁目4番30号	弁護士	石	和	康	宏
名古屋市中区城西1丁目12番12号	弁護士	籠	橋	隆	明

【委任事項】

設楽ダムに係る愛知県の費用負担金についての地方自治法第242条第1項に基づく支出差止、国に対する負担義務不存在の確認請求、損害賠償請求その他必要な職員措置の請求について、次の事項

- 1、措置請求、証拠の提出、意見陳述その他一切の措置請求に関連する行為
- 2、措置請求の取り下げ、復代理人の選任

請求人

住	所	氏	名	職	業	印